

化審法の執行支援業務における業務効率化・
データ利活用の推進に向けた情報システムの製品調査
及びプロトタイプ版システムの構築

提案書作成要領

独立行政法人製品評価技術基盤機構

提 案 書 作 成 要 領

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、令和8年度事業計画 Ⅰ－2. 化学物質管理分野 1. （4）化審法関連情報の整備・提供に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステム（以下「3省DB」という。）上のデータの更新や必要に応じて法律の執行における重要度が高い事項についてシステム改修を実施しています。

その一方で、3省DBは平成16年の構築以来、度重なる機能追加や改修を経て、システム構造が複雑化しているレガシーシステムで、当時想定していた業務フローや業務要件と令和8年度現在のものとの間には乖離も生じている状況です。その結果、現行の3省DB（以下「現行システム」という。）の柔軟な運用や、データの一貫性の確保が困難となっており、システム運用上の課題が顕在化してきております。

化審法の執行支援業務における業務効率化及びデータ利活用の推進を図るため、NITE職員へのヒアリング等を通じて現行業務の実態及び課題に沿った情報システムの機能要件、非機能要件及びデータ設計を整理することが必要と考えております。また、令和11年度運用開始を検討している新たな3省DB（以下「新システム」という。）の構想を明確化するためには、新システムの基盤となるSaaS又はPaaSのクラウドサービス製品の調査並びにその調査結果から選定した製品を用いてプロトタイプ版新システムを構築し、そのシステムをベースとした、新システムへ移行が必要な機能及びデータに関する関係者間での話し合いや合意形成が不可欠な作業になると考えているところで

す。

また、DXによる業務効率化や組織のデータ利活用の推進が求められている現在の状況において、様々なサービスが多数存在し、かつ日々新サービスがリリースされることから、これらの作業を迅速、柔軟かつ網羅的に遂行するために、本事業を委託によって実施することといたします。

そのため、本委託事業の受託を希望される方は、次の要領に従って提案書（企画書等）を提出してください。

1. 応募者資格

次の条件を全て満たす企業、業界団体、公益法人等とします。

- (1) 委託事業に関する提案内容が、次のイ、ロに適合していること。
 - イ 当該業務の目的と合致していること。
 - ロ 当該業務の実施方法等が優れていること。
- (2) 本調査を実施するにあたり、十分な経験（実績）を有すること。（実施責任者及び作業者の実績を提案書にて明示すること。）
- (3) 当該委託事業の実施に必要な設備を有していること。
- (4) 当該委託事業の実施体制が整っていること。
- (5) 当該委託事業の管理体制を有すること。
- (6) 当該委託事業の情報管理体制が整備されていること
- (7) 経営基盤が確立していること。

2. 委託する業務の内容

化審法の執行支援業務における業務効率化・データ利活用の推進に向けた情報システムの製品調査及びプロトタイプ版システムの構築に関する委託する業務の内容は、委託事業仕様書のとおりです。

3. 提案書（企画書等）の提出期限及び提出先

提出期限：令和8年10月14日 15時00分までに下記へ必着のこと。

提出先：独立行政法人製品評価技術基盤機構

経営企画部 財務・会計課（担当者：青山 優）

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

E-mail：n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp

4. 提案書（企画書等）の様式

提案書（企画書等）の記載に当たって、別紙3の記載例を参照してください。

また、提案書（企画書等）は、日本語で作成してください。

5. 提案書（企画書等）の提出

提案書（企画書等）は、原則、電子ファイルとします。

電子ファイルは、機構が指定するメールアドレスに送付又は指定するファイル交換システムにより提出してください。

6. 添付書類

提案書（企画書等）には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

(1) 経歴書又はパンフレット

(2) 直近の営業報告書又は決算報告書（1年分）

(3) 委託事業仕様書の「5. 2 受託者に求める資格等の要件」で求めている業務実績を満たしていることを示す実績一覧（※）

(4) 取り扱う情報に関する秘密保持、情報セキュリティに関連して情報管理規則を制定している場合は、該当する資料又はその資料の内容がわかるもの。

※該当する案件の名称、概要、契約期間及び発注元等を記述してください。

7. 提案書（企画書）の受理

(1) 提出された提案書（企画書等）に不備がある場合は、受理できません。

(2) 提出された提案書（企画書等）を手渡して受理した場合は、当機構の規程に基づいた様式の提案受理票を提案者に渡します。

8. 提出された提案書（企画書等）に不備があった場合の取扱い

提出された提案書（企画書等）に不備があり、提出期限までに整わない場合は、当該提案書（企画書等）は無効とさせていただきますので御承知おきください。この場合でも、提案された書類は返却しません。

9. 秘密の保持

提案書（企画書等）その他の書類は受託者の選定のみに利用し、当機構内において厳重に管理します。

10. 受託者の選定

受託者の選定は、所定の手続に従います。

なお、受託者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問合せには応じないこととします（審査の結果のみ、全ての応募者に通知します。）。

- (1) 受託者選定に係る審査は、提出された提案書（企画書等）、添付書類等に基づいて行いますが、追加書類を求めることがあります。
- (2) 提出された提案書（企画書等）は返却できませんのであらかじめ御了承ください。

当該委託契約及び内容に関するお問合せについては、別紙5 質問状（様式）に基づき、原則電子メールにて次の宛先までお送りください。（日本語のみ）

（お問い合わせ先）

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

経営企画部 財務・会計課（担当者：青山 優）

E-mail : g-keiyaku@nite.go.jp

TEL : 03-3481-1932